

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成26年9月8日（月）

開 会 午前9時4分

【議 事】

○請願第1号「所沢市における『産後ケア事業』の実施に関する件」

石井委員長

署名が2, 242人追加されましたので、ご報告します。

休 憩（午前9時38分）

※休憩中に請願者から、請願の趣旨、これまでの経緯等の説明を受ける。

再 開（午前9時52分）

【質 疑】

西沢委員

請願に書いてあるような産前産後の行政サービスについて、行われているもの、行われていないものを教えて欲しい。

岸保健センタ

産前に行っているものとしましては、電話、窓口等での個別相談、母親

一健康づくり

学級や両親学級等での健康教育と、その際にご相談も受けております。産

支援課長

後に関しては、新生児・妊産婦訪問、出生して4カ月までに全戸訪問して

いるこんにちは赤ちゃん訪問での母子の健康状態の確認、育児相談、子育て

支援の情報提供、養育環境の確認等を行っています。その後は4カ月児

健診やその際にご相談も受けています。行っていないものは、クーポン券、産後入院、デイケア、母子保健コーディネーター等でございます。ただし、母子健康コーディネーターについては、現在、保健センターの保健師が個別に相談に応じ、必要に応じて関係機関あるいは関係部署と調整を図りながらコーディネーター的な役割を果たしております。

西沢委員

保健師による相談というのは、電話をすれば随時受け付けているものと思うが、窓口を設けているのか、ひとつの機関を作って通知しているという事なのか、あるいは相談に来れば相談に乗るという状態なのか。

岸保健センター健康づくり支援課長

保健センターでは、電話、窓口、メール等で随時あるいは予約という形で相談対応しております。また、各地域のまちづくりセンターに赴いて乳幼児健康相談を行ったりもしております。

末吉委員

こんにちは赤ちゃん事業は、訪問時期が規定されているのか。

岸保健センター健康づくり支援課長

出生後、4カ月までには訪問に行きますが、おおむね生後2カ月頃をめぐりに訪問しています。目的のひとつにその御家庭の養育環境の確認があるため、産婦とは、日程調整を行わずに訪問しています。

末吉委員

養育環境の確認とのことだが、こんにちは赤ちゃん訪問の目的は何か。

岸保健センター健康づくり支援課長 母子の体調確認も目的のひとつですが、そのほかには育児相談や子育てに関する情報提供と養育環境の把握があります。

末吉委員 訪問の時期は床上げぐらいまでは行かないということか。例えば産後1カ月と産後4カ月では全然違う。また、目的が情報提供と養育環境の把握だということなので市役所目線であり、産婦と子どもの視点に立ったものが抜け落ちていると思われる。産婦が皆、相談があるという方ばかりではない。例えば産婦が連絡をしても元気に出産していれば訪問はしないというようなことはないか。

岸保健センター健康づくり支援課長 こんにちは赤ちゃん事業は、乳児が誕生した家庭を全戸訪問する事業でございます。訪問のタイミングとしましては、先ほど申し上げた時期での訪問になりますが、お子様の誕生後、出生連絡票を送付いただいた方や電話連絡をいただいた方などの場合は、もう少し早いタイミングで新生児・妊産婦訪問等をするケースもあります。

城下委員 いちばん大変なのが産後直後で、とりわけ現在は、入院期間がどんどん短くなってきている。退院が早期になっていくことに対して、自宅に戻った後での支援策について協議を行ったり、情報の交流を行うなど、この間に行ったことはあるのか。国も法律に基づいて産後ケアを打ち出してきて

	<p>いるが、そうした情報提供や情報の共有化というようなことを独自に市として行ったことはあるか。</p>
岸保健センター健康づくり支援課長	<p>国の動きとしては、産後ケアを含めたモデル事業を平成26年度に始めたということです。そうした情報が入った折に当市でも検討は行いましたが、決定までの時間が短かったことや、包括モデル事業ということで母子保健相談事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業の3つの事業すべてを同時に実施することが条件となっており、厳しい状況でしたので、モデル事業の申請は行いませんでした。</p>
城下委員	<p>厳しいと判断した最大の理由は何か。人的な部分だったのか。</p>
岸保健センター健康づくり支援課長	<p>申請の締め切りまでに数週間しかございませんでした。そのため、市内に社会資源がどれほどあり、どのようなサービスを行っているかなどの状況確認ができなかったこと、また、予算や人員体制なども検討したうえでなければ申請できませんので、申請は行いませんでした。</p>
末吉委員	<p>産後入院とデイケアについて、所沢市内で受け入れられる資源があるかどうかは把握しているか。</p>
岸保健センター	<p>国立病院機構西埼玉中央病院では産後入院を行っています。民間の助産</p>

一健康づくり 支援課長	院でも、正確な数は把握していませんが行っているところはあります。デイケアができる助産院もいくつかあることは把握しております。
矢作委員	当市として、産後ケアとして考えているものがあれば教えて欲しい。
岸保健センタ 一健康づくり 支援課長	お母さん方を孤立化させないということは重要なことと考えておりますので、これまで同様、保健師による相談事業、訪問指導、あるいは健康教育等をさらに充実させていきたいと考えています。
中村委員	テクニカルな部分は必要最低限のことはやっているかと思う。例えば周囲に親戚も少なく、お母さんがほっとしたいと思ったときにひとつにはデイケアの利用があるようだが、実際にはどういった制度なのか。また、どういう経緯でお母さんが制度のある場所へアクセスし利用する形態を取るのか。また、ファミリーサポートも使えるのか。
岸保健センタ 一健康づくり 支援課長	産後入院のほか、サービスを実施している助産院へ行ってそこで体を休めたり、育児の指導をしてもらうといったデイケアがあるかと思われま す。また、ファミリーサポートの利用もできるかと思えます。
中村委員	子どもが生まれるときに、そうしたことを周知しているのか。

岸保健センター健康づくり支援課長 妊娠届を受理して母子手帳を交付するときに、育児や相談等の資料を袋詰めにしてお渡ししています。この中には市の子育て支援のサイト「ママフレ」のチラシも入っていますので、それを見てお母さんがアクセスすることもできますし、保健センターにご連絡いただければ、ご相談に応じて関係機関等の紹介、調整等も行っております。

城下委員 産後入院では、結局、子どもも一緒に入院ということになるかと思う。費用は保険が効かないのではないかと思うが、どれぐらいの費用がかかるのか。また、個人的に経済的な負担になることへの支援はないのか。

岸保健センター健康づくり支援課長 国立病院機構西埼玉中央病院の例で申し上げますと、基本料金としましては、1泊2日で4万円、1日延長ごとに2万円です。現在は試行期間ということで、期間中は1泊2日で1万円、2泊3日で1万5,000円、1日延長ごとに5,000円の価格設定でございます。

末吉委員 ファミリーサポートの利用の話があったが、こども未来部との連携や課題共有はどうなっているのか。

岸保健センター健康づくり支援課長 ファミリーサポートや緊急サポートセンターの所管はこども未来部になりますので、今後も引き続き連携を取りながら保護者のご相談に対応してまいりたいと思います。

浜野委員

行政がしてきたことは今までの話で見えてきたのだが、今回の場合は、医療と心理的な部分とのふたつの要素から成り立っている。特に母親の立場からの心理的な部分に行政がどこまでかかわっているのかということに疑問したかと思うが、市は積極的なアプローチはあまりしてなかったように聞こえるが、いかがか。今回の請願者の立場からすると、もっと自分たちのことをみつめてほしいという内容かと思う。心理的な部分においても、場合によってはそれが医療的な部分からくるのかもしれない。出産すると産科・婦人科から小児科へかかわりが分かれていくことになるが、中には小児科の資格を持っていない産科もあり、そうしたときのケアの仕方が論点になっているかと思う。行政は受け身のように聞こえるが、どういう心構えでいるのか。

岸保健センター健康づくり支援課長

医療とのかかわりで申し上げますと、産婦人科等から妊産婦が不安を抱えていると連絡があった際には、いち早く保健師が相談にのっています。保健センターといたしましても、なるべく相談しやすくなるよう、健康ガイド、ホームページ、広報ところざわなどを通して周知を図りお母さん方との接点を多く持つことに努めております。できるだけ目に付くような形で周知をし、相談をしやすく、と心がけて対応させていただいております。

中村委員

こうした事業に関わる保健師は現在何人いるのか。

岸保健センター健康づくり支援課長 保健センター健康づくり支援課の保健師は29人です。それぞれ担当している事業が違いますので、多少ボリュームは違いますが、全員がそれぞれに相談を受けたり指導を行ったりすることができます。

中村委員 請願の理由に書いてある和光市、世田谷区、横浜市について、それぞれでやり方は違うかと思うが、実施するとしたら費用はどのぐらいかかるのか。

岸保健センター健康づくり支援課長 自治体ごとに実施方法が違うので一律には申し上げられませんが、同じような形を所沢市で行った場合、所沢市では毎年2,700人程度の出生があるということで試算をしますと、数千万円から、場合によっては億の単位まで費用がかかるものと思われます。

【質疑終結】

【意見】

中村委員 至誠クラブを代表して、採択を主張する立場から意見を申し上げます。今までの質疑を通じて感じたところを直感として申し上げます。ひとつは、今行っている事業を再点検していただきたい。いろいろな事業がある中で、それが本当に、今、産前産後で悩まれている方の役に立っているのか、事業があるという情報がきちんと相手に届いているのかということについて、もう一度確認をしていただきたいと思います。それから、産前産

後という定義だが、死産の場合や不妊で悩む方がいらっしゃるのも現実だ
と思うので、いわゆる産前産後というカテゴリーの中に、そうした方々の
支援も、これから検討していく中で考慮していただくことを望みます。全
国的に少子化は問題となっており、先般の一般質問等にもありましたが、
若い女性にとって魅力的な自治体であることが、今後、自治体の人口を含
む繁栄につながるという視点は大変重要だと思います。今回の請願の要旨
は、検討をしてくださいということなので、あわせて検討をして実現に向
けて努力していただきたいということを意見として申し上げ、採択を主張
します。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、意見を申し上げます。ただいまの
質疑の中から、請願者の趣旨についてよくわかりました。行政も、母親に
対して孤立化させてはいけないとのこと、これは重要な論点になっている
と思います。今回の請願は、あくまでも検討して欲しいということなので、
その点を踏まえ、採択に賛成します。

末吉委員

民主ネットリベラルの会を代表して、請願の趣旨に賛同して、採択を主
張します。現在、少子化の進行が止まりません。若い世代に対して、産前
産後の家族が非常に孤独感を持っているかと思います。今回主張された切
れ目のない産前産後のケアという観点は大変重要なことだと思います。現
在、市の中で施行している事業も含め、またこども未来部で実施している

事業も含め、さらに連携強化を進めていただきたいことと、請願の趣旨にある切れ目のない産前産後のケアが充実することを願ひまして、採択を主張します。

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、採択を主張する立場から意見を申し上げます。若い女性の支援ということでは、子育て世代が大変な状況にある中で、こういった請願の趣旨の内容の支援策ができれば、当市にとっても稼働年齢を呼び込む大きな力になると思います。あわせて、今不妊で悩む御夫婦も多い中で、こういった部分を含めた支援対策をしていくことが課題にもなっていると思いますので、請願の趣旨を踏まえて早急にそういった体制が取れるように取り組んでいただきたいということを申し上げまして、採択を主張します。

【採 決】

請願第1号については、全会一致、採択すべきものと決する。

【議 事】

○議案第109号「所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第109号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第87号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

（当委員会所管部分：健康推進部）

【補足説明】

坂本健康推進
部長

議案説明の際に、小児科救急医療病院群輪番制負担金について、現在狭山保健所が2カ所の病院と調整中であると説明させていただきましたが、平成26年9月4日付け狭山保健所長から市長宛文書にて、收受については翌9月5日ですが、そのうちの一病院、瀬戸病院が平成26年10月1日以降月曜日から輪番を開始できるよう調整が整った旨の報告がございました。現在、まだ空白のところがありますので、引き続いて解消に向けて努力していきたいという趣旨の文書が参りましたので、ご報告させていただきます。

【質 疑】

城下委員

今回、個人番号制度に向けてほとんどの所管で出てきているのだが、翌年度以降の見込みには歳出だけが入っており、歳入についてはどうなのか、国からの補助金は毎年度つくのか、仕組みについての説明を求める。

瀬能保健セン
ター健康管理
課長

今回計上の345万6,000円のうち、国の定めている基準額が245万3,000円です。補助金は基準額の3分の2ということで、163万6,000円が歳入となります。平成27年度は歳出として、129万

	6,000円、平成28年度は118万8,000円を予定していますが、歳入についてはまだわからない状況です。
城下委員	国が個人番号により情報を一元化していくために義務付けするという ことだが、こちらの所管ではどういう情報がつながっていくのか。
瀬能保健センター健康管理課長	番号法第19条第7項に示されているもので具体的には、別表第2の中に、母子保健法による妊娠の届出に関する情報が掲げられており、これがシステム上の主な情報になります。
城下委員	妊娠の回数や出生について情報がつながり、国からも見られるという理解でよいか。
瀬能保健センター健康管理課長	そういったことも考えられますが、現時点では不明です。
西沢委員	国のマイナンバー制度の法律が施行されて行う事業だが、位置づけとしては法定受託事務なのか、自治事務なのか。
坂本健康推進	自治事務になります。

部長

城下委員

自治事務ということは、住民基本台帳ネットワークシステムについて接続しないと頑張っていた市町村があるが、このシステムについても、先送りするという判断も可能だということか。

坂本健康推進

部長

マイナンバーの根幹になる部分については法定受託事務になるかと思いますが、健康推進部が所管している市民健康管理支援システムについては自治事務になります。ただ、他の自治体でも妊娠の届出に関する情報を使うということになりますので、例えば災害があったときに、所沢市から他の市区町村に出ている情報が取れるとか、引っ越したときにその方の情報がいち早く相手方の市区町村で使えるということもあるため、参加すべきものと考えています。

別表2の中に災害時要援護者名簿の作成もありますので、やらざるを得ないものと捉えています。

城下委員

やらざるを得ないものがなぜ自治事務としてきているのか。

坂本健康推進

部長

すべての市区町村が電算システムを使っているわけではなく、例えば小さい町や村においては手処理で行っているところもありますので、そうしたことを含めて自治事務としているものと思われます。

西沢委員 基準額が245万円なので、プラスアルファの100万円ぐらいについては、市独自の上乘せのサービスがあると考えてよいのか。

瀬能保健センター健康管理課長 上乘せのサービスということではなく、あくまでもマイナンバー制度に関わる金額になります。

城下委員 では、交付税にあたる部分ということか。

瀬能保健センター健康管理課長 市の持ち出しということになります。

末吉委員 骨髄移植のドナー登録の状況と、所沢市での登録数が提供数について、把握されていたら教えて欲しい。

須田保健医療担当参事 ドナー登録者数は、平成25年度末で、全国で44万4,143人、埼玉県で2万6,637人です。そのうち、所沢市で骨髄を提供した人の数は、2004年度から2013年度までで、合計32人です。

末吉委員 登録者数を増やしていった方が事業としてよいと思うが、広報・周知の

	方法を聞きたい。
須田保健医療 担当参事	周知につきましては、予算をお認めいただいた後、市のホームページ・広報ところざわ・所沢医師会を通じての医療機関への通知等で周知を図りたいと考えています。埼玉県ホームページでも各自治体の一覧表を作成し、そこから各市のホームページにリンクを張るとのことですので、そうしたことでも周知を図ります。また、日本骨髄バンクのホームページでも周知できると考えています。
城下委員	今回埼玉県の補助金が入ってくるが、都道府県レベルでは全国的にどういう状況になっているのか。
須田保健医療 担当参事	都道府県レベル、なおかつ今年度末までに埼玉県内の全ての市町村が骨髄移植ドナーの助成制度に取り組むというのは、全国初の取り組みと聞いています。県レベルでは島根県が実施しているということです。
中村委員	平成26年度から実施とのことだが、恐らく対象者がいるのかと思うが、なぜ年度当初からということではなかったのか。
須田保健医療 担当参事	昨年9月の埼玉県議会において「県民の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会環境づくりを図る『骨髄バンク・ドナー助成制度』創設を

求める請願書」が採択されました。その後埼玉県で内容等について検討されていたと思いますが、市町村に通知されたのは平成26年3月でした。このことから、当初での予算計上ができなかったものです。

中村委員

新規事業概要調書で、平成26年7月時点実施市町村として書いてあるのは、恐らく対象者がいるという理由があるのだろうが、当初予算や6月補正予算でこの制度を作っているということは聞いていないか。

須田保健医療
担当参事

所沢市の場合、今年度に入り、3人のドナーの提供者がいます。その方たちに助成制度を活用してもらうため、平成26年4月1日にさかのぼって適用したいと考えています。

中村委員

他の市町村については早い段階から実施をしている。その実施状況は、例えば対象者がいてやっているということなのか、通知が3月に来たけれども6月でやっているなど事情があるかと思うが、いかがか。また、都市において待っている方がいるためこのタイミングで行うということなのか、他市との違いについて状況を知りたい。

須田保健医療
担当参事

平成26年4月に入ってから助成制度を導入した市町村はありますが、主に流用対応と聞いています。また、6月議会で補正予算として計上した市町村もありますが、対象者が出てから流用対応するという市町村も

あります。当市の場合は、本年4月以降に3人の提供があったことを踏まえ、助成制度を市で行う必要性等の検討をしっかりと行い補正予算として9月議会にて提案し、議員の皆様への説明を行った後に、市民へ周知していくことが適当であると考え、この議会をお願いしているものです。

中村委員

ここで補助要綱を作って交付する形になるのかと思うが、来年度以降については、基本的に当初で所要額70万円を計上し予算化していくということか。

須田保健医療

そのとおりです。

担当参事

矢作委員

資料に、ドナー休暇のあるものを除くとあるが、ドナー休暇のある方は健康保険組合等から助成を受けられるということか。

須田保健医療

ドナー休暇のある方は、勤務先において、有給や休暇により身体的・経済的な負担軽減が図られています。こうした方が助成制度を受けると二重で補助を受けることになり、ドナー休暇がない人たちとの公平性が保たれないことになるため、今回は助成対象外としています。

西沢委員

では、単なる有給休暇というよりも、ドナー提供に基づく有給休暇の制

	度があるかないかということか。
須田保健医療 担当参事	そのとおりです。
中村委員	所沢市の職員のドナー休暇の概要を知りたい。また、補助の対象外という うことで助成のお金は出ないという理解でよいか。
須田保健医療 担当参事	所沢市のドナー休暇は、有給休暇である特別休暇に属するものです。ド ナー提供に必要な検査や入院のために勤務しないことがやむを得ない場 合について、その都度必要と認める期間を取得できるものです。助成金の 対象にはなりません。
城下委員	7日を上限とするとあるが、実態としては、検査や採取等で、どれぐら いの休暇を必要とするものなのか。
須田保健医療 担当参事	例えば骨髄液を注射で抜く場合は、おおむね4日程度の入院が必要で す。そのほかに検査のための通院がありますので、検査や採取等に要する 日数は、おおむね7日程度と聞いております。
末吉委員	今、2次救急にあたる休日及び夜間の担当医がいないのは何曜日か。

須田保健医療 担当参事	現在、10月以降の空白日は土曜日と日曜日です。
末吉委員	急患はいるわけで、現状ではどうしているのか。
須田保健医療 担当参事	当番医が不在の場合には、他地区の救急病院に搬送されたり、所沢市の場合には3次救急である防衛医科大学校病院がかなり融通を利かせて受け入れてくれているといった状況です。
中村委員	現在欠落している土曜日・日曜日については、実態として他地区への搬送が多いのか、防衛医科大学校病院で受けているのか。
須田保健医療 担当参事	現在のところデータがないため不明です。
城下委員	もう1つの病院について協議中とのことだが、受けるか受けないかは別として、決まるのはいつごろか。
須田保健医療 担当参事	不足する小児科医が獲得できたり、土曜日・日曜日の医療スタッフを募って体制を整えたりという細かいことが必要で、現在のところは狭山保健所から時期についての提示はされていない状況です。

末吉委員	土日も含め、何件あるのか。
須田保健医療 担当参事	過去3年の各年度で数字をお示しします。平成25年度が1,945人、平成24年度が2,061人、平成23年度が1,870人です。火曜、水曜、木曜、金曜の当番病院での集計になるため、土日は含んでおりません。
末吉委員	土日の搬送については全く把握していないのか。
須田保健医療 担当参事	土日の搬送については把握しておりませんが、所沢市医師会の産婦人科周産期医療問題協議会等に参加した際の意見交換の中で、小児の2次救急に関しては所沢市民医療センターの初期救急がかなり頑張っており2次救急に至りそうなものもかなり受け入れてくれているのでなんとか回っていると聞いています。
西沢委員	国・県からの補助金と、所沢市・入間市の負担金で賄っているとのことだが、狭山市は財政的な負担はないのか。
須田保健医療 担当参事	狭山市も財政的な負担はございます。この小児科救急医療病院群輪番制事業に関しては、狭山市が幹事市ですので、狭山市で国の補助金、県の補助金、入間市・所沢市の負担金についてすべて予算計上し、担当課病院に

支払っています。所沢市としては、狭山市に負担金を支払う形になっております。

城下委員

幹事市は、毎年輪番で回るのか、固定なのか。

須田保健医療
担当参事

幹事市は協定書の中で決めており、小児科救急医療病院群輪番制事業に関しては幹事市が狭山市、大人の病院群輪番制事業に関しては所沢市が幹事市という形になっています。

西沢委員

所沢市の予算書には負担金というものが計上されていて、狭山市の予算書には基金があり、そこへ入ってきて、そこから支出をしているというイメージでよいか。

須田保健医療
担当参事

所沢市の負担金は、入間市の負担金、国・県の補助金とともに狭山市の歳入予算に計上され、歳出予算では小児科救急医療病院群輪番制補助金として病院に支払う金額を狭山市が一括計上しているという形になります。

【議案第87号健康推進部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時16分）

(休憩中、総務常任委員会からの連合審査申し入れの件を確認)

(説明員交代)

再 開 (午前11時19分)

○議案第111号「所沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

今回新たに3つの診療科目が挙がっていて診療報酬が増えるということだが、収入増はどのぐらい見込んでいるのか。

小峯市民医療
センター総務
課長

通常の大腸ポリープ手術ですと、長径2cm以上が7,000点ですが、内視鏡内科と標榜することにより、1万8,370点になりますので、1件あたり1万1,370点の増となります。診療報酬にすると1点10円、診療報酬請求に係る施設基準の条件が20件以上ということですので、20件で計算をし、227万4,000円の増を見込んでいます。

矢作委員

標榜科目を変えることで、ポリープ切除の点数が変わることはわかったが、それ以外にも何か可能性はあるのか。

小峯市民医療
センター総務
課長

現在のところ、内視鏡内科だけです。

末吉委員

今回名称を変え、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科等を前面に押し出すこ

とによって、患者数の増加を見込むということはあるのか。

小峯市民医療
センター総務
課長

まず、現在標榜している内科という表示だけですと伝わりにくいものがありますので、このような形で標榜を新たに追加することにより、受診者にとってはよりわかりやすい、ご自分の症状にあった選択をしていただけるということにつながると思っていますので、受診者の増も期待して標榜を追加させていただくものです。

中村委員

診療報酬が増えることで病院に対してもいい影響を与え、かつ受診者にとってもわかりやすくなるということであったなら、なぜ、今になってしまったのか。もっと前からできなかったのか。

小峯市民医療
センター総務
課長

昨年7月に新しく内視鏡の診察ができる医師を1人採用し、環境が整ったことがいちばん大きな理由です。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第111号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前11時24分)

(説明員交代)

再 開 (午前11時25分)

○議案第101号「所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

スポーツ推進審議会から諮問をもらったとのことだが、料金についてこれぐらいの額でなどの諮問だったのか、600円とはどういう形で出てきたのか、もう一度説明してほしい。

内堀スポーツ

具体的な金額での諮問をしたのではなく、議案質疑で部長からの説明が

振興課長

あったとおり、まず、36年間見直しがされてこなかったことを踏まえ、また、ダイアプラン圏内で所沢市が最も安いということもあり、諮問しました。

城下委員

答申の際には付帯決議のようなものが付いていたのか。

内堀スポーツ

付いております。読み上げます。「体育施設の使用料については、所沢

振興課長

市の他の公共施設使用料の改定状況も鑑みつつ、定期的に見直しの検討をすることを要する。」とした意見をいただいています。

城下委員

他のところでも料金改定があったかと思うが、条例を見ると減免要綱がなかったように見受けられる。例えば障害者等の減免についての議論はな

かったのか。

内堀スポーツ
振興課長 障害者の体育施設の使用料についての取り扱いということについて
ています。読み上げますと「障害者の体育施設使用料の取り扱いについて
は、減免措置を講ずることが望ましい」ということですので、これを踏ま
え、来年度4月1日の改正条例の施行に併せ、取り扱い基準等を定め、減
免の扱いをしたいと考えています。

城下委員 減免要綱をこの条例と一緒に議案として提出することはできなかった
のか。減免のことは条例の中には入っていないので、別に定めるわけで、
基準も含めて、資料という形で出すとわかりやすかったかと思うが、いか
がか。

内堀スポーツ
振興課長 減免については、すでに、条例には規定されており、今回の議案には含
まれておりません。今後、障害者の減免について取り扱い基準を作ってい
く予定です。

西沢委員 36年間見直しがなかったということは、2時間につき300円だった
ものが36年前ということになるが、36年前の物価水準と今の物価水準
を比べ、飯能市、狭山市が800円としている中で所沢市は600円にし
た経緯とは、どういうものだったのか。

内堀スポーツ
振興課長

ダイアPLAN各市の状況を見まして、入間市が600円ということで、所沢市も300円から800円や900円に変更するのは非常に厳しいのではないかとということで、100%アップとし、入間市の料金を採用させていただきます、600円としました。

中村委員

各庭球場、パークゴルフ場にかかる年間の維持費と年間の収益を確認したい。

内堀スポーツ
振興課長

現在わかるもので申し上げます。平成25年度の収入では、総合運動場のテニスコートが約264万円、野球場が112万円、北野総合運動場ではテニスコートが441万円、サッカーや野球で使用するグラウンドが44万9,000円、北中運動場のテニスコートが71万8,000円、グラウンドが65万円、パークゴルフ場は55万7,000円です。

維持費については、今個別のデータを持ち合わせておりませんが、パークゴルフ場は約600万円かかっています。参考までに、平成25年度のスポーツ施設の経常経費は約2億5,600万円で、歳入は約9,590万円です。

末吉委員

庭球場のそれぞれの稼働率を知りたい。また、使用したい時間帯は重なってくると思うが、希望にかかわらず使えない状況はないのか。

内堀スポーツ
振興課長 稼働率ですが、平成25年度では、総合運動場が82.7%、北野運動場が78.8%、北中が60.9%です。

使用の希望がかち合わないかについてですが、予約は予約システムによるものですが、テニスについては利用したい時間帯が重なって、込み合っている状況です。

末吉委員 テニスは関連団体があったかと思うが、意見は聞いたのか。

内堀スポーツ
振興課長 テニス協会とソフトテニス連盟がありますが、テニス協会には意見を伺いました。値上げについてはやむを得ないだろうとのご意見でした。

浜野委員 ソフトテニス連盟には聞かなかったというように聞こえたが、いかがか。テニス協会に聞いてソフトテニス連盟に聞いていない理由は何か。

内堀スポーツ
振興課長 もれてしまったものです。申し訳ございません。

城下委員 今回、使用料について、テニスでは600円、パークゴルフでは300円とのことだが、どのくらいの歳入を見込んでいるのか。また、その財源はどうやって使うのか、施設整備に使うのか。

内堀スポーツ
振興課長

今回の値上げによって増える分ですが、テニスでは、滝の城を含む4つの施設で約830万円の増を見込んでいます。この財源については、特定財源ということで、施設の方に充当されると思うが、特に今何に使うという計画はありません。

城下委員

特定財源では使途が決められると思うが、どういうことか。

内堀スポーツ
振興課長

体育施設運営費の方の財源に充当されるということで申し上げました。

末吉委員

パークゴルフ場ができた時にどれぐらいの利用者を見込んでいたのか。また、実際の利用状況はどうだったのか。

内堀スポーツ
振興課長

建設前の状況では、年間約1万人以上の利用を見込んでおり、平成24年度の歳入予算として、600人×12カ月で、約7,200人の利用を見込んでおりました。

平成25年度の利用者数は1,916人、約20%程度でした。

末吉委員

目的に達しなかった課題を分析しているかと思うが、教えてほしい。

内堀スポーツ

パークゴルフ場については非常に課題も多く、施設の修繕や整理の中で

振興課長 いろいろな制限があり、日陰がない等の問題もあり、なかなか利用者が伸び悩んでいるという状況があります。そうしたこともあり、今回料金を下げて利用者を拡大するというのと、利用時間帯を、暑さ寒さ対策、日の長さ等を考慮して変え、条例の改正を提案したものです。

末吉委員 課題の解決については、時間変更と料金改定のみということか。

内堀スポーツ 日陰については、日傘を何本か用意して対策を講じました。また、大会
振興課長 を開催してもらい利用者を呼び込むように努力をしているところです。

末吉委員 今後の人数の見込みについては、いかがか。

内堀スポーツ 2,000人以上は呼び込みたいと考えています。

振興課長

城下委員 パークゴルフ場はスポーツ振興計画の中には入っていなかったように認識しているが、設置の経緯を説明してほしい。請願によるものか。

内堀スポーツ 特に請願はありませんでしたが、地元の要望と、一般質問を受けたこと
振興課長 などにより設置したものと記憶しています。

城下委員 場所の候補は、当初から今の場所だったのか。他にもいくつか候補があったのか。

内堀スポーツ
振興課長 他に2カ所案があり、その内ひとつは山口貯水池の近辺だったと聞いています。

亀山委員 整備がなかなか行き届かないとの話があったが、よくいわれるのは芝生や土の状態のことだ。例えば、当初から芝生を育てるための給水などについて、しっかり考えてパークゴルフ場を始めたのか。また、そこが今後の課題となっているところであるならば、今後どう改善していくのか、改善の計画はあるのか。

内堀スポーツ
振興課長 給水設備を計画していたかは今ここではわかりませんが、現在渇水対策には悩んでおり、他部署に協力を仰いで給水をしており、今後の打開策についてはいい対策がない状況です。

浜野委員 利用と売り上げの関係だが、平成25年度に1,916人の利用で収入が55万円、費用は600万円を使ったということだが、今回は2,000人の利用見込みを立てており、利用単価は2分の1に下がるということなので、収入も2分の1に下がるという見込みになるのか。

内堀スポーツ
振興課長 単価は下がらず、1ラウンドが2ラウンドになりますので、それでお客
さんをたくさん呼び込み、収入増を図ろうと考えています。清瀬市や新座
市などにもアピールをして、市外の人々の利用も増やしたいと考えておりま
す。

浜野委員 収入について、平成25年度と同じくらいは確保できるだろうと推計し
ているということか。

内堀スポーツ
振興課長 そのとおりでございます。

中村委員 民間であれば人気のある時間帯や休日についての利用では料金を多少
多く負担してもらい、人気のない時間帯を安くするというをしている
が、公共の体育施設ではそうしたことはできないのか。他市での事例も含
めて、事例はあるか。

内堀スポーツ
振興課長 そのことについては、把握していません。インターネットで調べたところ、
無料開放日を設けているところはあり、個人的な見解になりますが、
所沢市もそうした方法を検討することもひとつではないかと考えていま
す。

昨年度、体育館の開館10周年記念として、2日間、パークゴルフ場の

無料開放を行った実績はあります。

中村委員

客の入りの良し悪しではなく、施設の整備にかかった費用については、減価償却を行っていくと、使用料金がどんどん安くなっていくのが基本だと思う。しかし今回に限っては、基本的にはシステムは変わらないが料金だけ上がり、しかも、減価償却簿を見てみると、老朽化はしているが料金が上がるという形だ。こういったシステムをとらざるを得ないのか。

内堀スポーツ

他市との均衡があり、まずそれを是正することが先決ということで、今

振興課長

回は提案させていただいております。

中村委員

料金を上げるときに、時間を長く使ってもよいとか、照明を付けたりとかするが、減価償却に害のないところで、そうしたことは検討していないのか。

内堀スポーツ

具体的には検討しておりませんが、北野のテニスコートについてはこれ

振興課長

までにかなり手を入れてきており、増設工事、人工芝の修繕、十分ではありませんが日陰の確保等、費用を充ててきています。

浜野委員

テニスについてですが、協会や連盟からの施設の改善の要望についてはまだ満たされていない状況にある。今の話では、ほぼ十分にやってきたと

いうように聞こえるが、行政はそういう感覚でいるのか。少なくとも、まだ途中段階で、要望した部分については改善の余地があると思っているのか。

内堀スポーツ
振興課長 課題はあると考えておりますので、今後計画の中で、引き続きできるものは行っていく予定で考えております。

末吉委員 パークゴルフ場に行くためのアクセスについて説明して欲しい。

内堀スポーツ
振興課長 東所沢駅からバスを利用するのが一般的かと思います。所沢駅からもバスが出ています。ただし本数が少ないということがあります。

末吉委員 自家用車で行かれる方ばかりではないと思うので、アクセスについて工夫することはできるか。

内堀スポーツ
振興課長 ところバスに回ってもらえるか関係部署に確認してみる必要はあるか
と思います。

【質疑終結】

【意見】

末吉委員 民主ネットリベラルの会を代表して、議案第101号について意見を申

上げます。所沢パークゴルフ場については、建設時に1万人以上の利用を見込み、平成24年度には7,200人の目標でしたが、平成25年度の利用者数1,916人と伺いました。昨今高齢者人口の増加、健康志向の高まりを考えると、まだまだパークゴルフの利用が見込まれるのではないかと考えます。さまざま改善を検討していただき、さらに利用者が伸びるような取り組みをしていただきたいと意見を申し添えまして、賛成いたします。

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第101号について意見を申し上げます。今回、料金の値上げが提案されていますが、利用者への説明もなく、市民への新たな負担の押し付けです。その一方では、値下げとも言える改定もあり、スポーツ振興計画、あるいはパークゴルフ場も、計画段階での十分な検討が必要だったのではないかと思います。以上の理由で反対をいたします。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第101号について、賛成の立場から意見を申し上げます。ただいまの質疑の中から、まだまだ改善点があることが伺えます。しかし、料金の改定によって、収益・売り上げ増がしっかりと求められるという流れが出てきたようです。これは、これからスポーツ施設を維持・管理していくうえで、大変大切なことであると思います。したがって、周辺各市との値段を考慮しながらの料金設定でよい

かどうかということ所沢市でもまたしっかりと考え、より設備の良いものにして値段はもっと上がってもよいと考える考え方をしっかりと取り入れ、スポーツをしない人もいますから、費用と収益の関係というものについて、しっかりと捉えていただきたい。以上です。

中村委員

議案第101号について、至誠クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。庭球場の値上げをしなければいけないことは理解できます。しかし、利用者サイドに立ってみれば、何も変わらずに利用料金が倍になってしまうということになるので、実際に利用される方々への周知・理解に努めていただくよう求めることを申し添え、賛成いたします。

西沢委員

所沢市議会公明党を代表して、議案第101号について意見を申し上げます。公共サービスのあり方というものが、特に体育施設については、市民の健康・体力保持等の政策目的もあるということで、一般的に、民間的な発想ではない料金体系というものも必要であろうかと思えます。それとともに、施設の適切な維持ということを考えると、パークゴルフ場は芝の管理が非常に大切なことであるので、そのための給水施設等の設置等をこれから考えていただきたいということを求めて、賛成いたします。

【採 決】

石井委員長

議案第101号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき

ものと決する。

【議 事】

○議案第102号「所沢航空記念公園野球場の管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員 天幕について新たに300円の使用料を取るとのことだが、利用者の実績はどのぐらいか。

内堀スポーツ 昨年度、5件程度でございました。

振興課長

城下委員 有料にしたとして1,500円程度なので、過去の実績から考えても大きな金額ではないが、料金を取らない方法の検討はしなかったのか。

内堀スポーツ 他のグラウンド、北野総合運動場等で、すでに天幕を300円で貸し出しておりまして、そちらに合わせたものです。

振興課長

【質疑終結】

【意 見】

矢作委員 日本共産党所沢市議団を代表して、議案第102号について意見を申し上げます。今回、天幕の有料化ということで、他の運動場と合わせたとの

ことですが、新たな市民の負担となるものであり、反対をいたします。

【採 決】

石井委員長

議案第102号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

休 憩（午前11時58分）

再 開（午後1時00分）

【議 事】

○議案第124号「所沢市立富岡公民館空調設備改修工事請負契約締結
について」

休 憩（午後1時1分）

（休憩中に、総務常任委員会より、連合審査会の申し入れがあった。）

再 開（午後1時2分）

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

富岡公民館の空調設備の改修ということだが、工事期間はいつからいつ
までか。また、その間の利用についてはどのように対応するのか。

浅野社会教育
課長

工事期間は、平成26年11月1日から平成27年2月28日までを予
定しております。この間は、施設が休館となりますことから、公民館の利
用者は、他の公民館を利用していただくこととなります。

矢作委員

この時期ですと、賀詞交換会や成人のつどいなどが予定されているかと
思うが、それはどのような場所で行うのか。

浅野社会教育
課長

賀詞交換会、成人のつどいについては、ラーク所沢を利用するというこ
とで準備を進めています。

中村委員 この工事については、なんらかの計画に基づいての計画的なものなのか。それとも、故障ということか。

浅野社会教育
課長 計画修繕ということで、営繕課と政策企画課にて計画的に準備を進めており、基金による修繕計画に基づいています。

中村委員 老朽化が著しく耐用年数も超えているということだが、現状はどうなのか。

浅野社会教育
課長 富岡公民館は昭和62年に建設されており、20年以上経過しておりますので、かなり老朽化しているのは間違いのないところですが、現状の中で、すぐに壊れてしまうなどということではありません。計画的に、順番で処理をしていくものです。

城下委員 計画修繕ということであれば、今後、このような規模の修繕が出てくるものと思うが、大きな計画の中では、すでに順番が決まっているのか。

浅野社会教育
課長 3年ごとに営繕課でローリングをしており、修繕の今後の推移についてはまだ明らかにされておりません。ただ、空調について申し上げますと、耐用年数という中で順番に修繕を行っていく計画があると聞いております。今後、築年度から申し上げますと、新所沢公民館、小手指公民館、柳

瀬公民館、山口公民館、三ヶ島公民館などが対象になってくるものと思います。

中村委員

新しいものに取り替えることによって、新たに何かが付加されるという
ようなことはあるか。

浅野 社会教育
課長

新しい仕組みの空調になりますので、いくつかに系統が分かれた形で空調が設置されますので、少し使い勝手がよくなり、省エネになるという意味で高効率になるものと思われま

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

石井委員長

議案第124号については、全会一致、可決すべきものと決する。

【議 事】

○議案第87号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

（当委員会所管部分：教育委員会）

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

第10款教育費の講師謝礼追加についてだが、議案質疑の中では寄附をいただいたのが7月2日ということだったが、寄附を受ける際の取り決めはあるのか。例えば市の事業を受託している業者から寄附をいただくにあたっての選定など。たまたま、児童館の指定管理が7月3日で、寄附が前日だったので、もう少し別のいい出し方がなかったのかと思うが、いかがか。

山口学校教育
部次長

取り決め、決まり等は特にありません。

【議案第87号教育委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午後1時8分）

（説明員交代）

再 開（午後1時10分）

○連合審査会の申し入れの件

石井委員長

総務常任委員長から、議案第86号「第5次所沢市総合計画後期基本計画の策定について」、本委員会と連合審査会を開催したいとの申し入れがありました。

石井委員長

お諮りします。連合審査会を開催したいとの総務常任委員長からの申し入れについて、同意することとしてよろしいか。（委員了承）

石井委員長

それでは、連合審査会を開催する日時等については、総務常任委員長と協議する必要があるので、正副委員長に一任願いたいと思うが、よろしいか。（委員了承）

石井委員長

それでは、連合審査会の開催日時等については、決定次第ご連絡することとしたい。

○議案第108号「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の変更に伴い、
県内では59の自治体が支給対象を変更するとのことであり、一部の見直
しを行う自治体が2市とのことであるが、八潮市以外のもう一つの市はど
こか。

磯野障害福祉

一部の内容を見直した自治体は、川越市と八潮市です。対応を検討して

課長

いるところは、草加市と三郷市です。

城下委員

川越市と八潮市の見直しの内容について伺いたい。

磯野障害福祉

川越市については、平成27年1月から精神障害の等級が1級の方を対
象に加えるとともに、同年4月から65歳以上の新規取得者を助成対象外
とするものです。

課長

八潮市については、平成27年1月から精神障害の等級が1級の方を対
象に加えるとともに、現制度を継続するとのこと。

城下委員

そうすると、例えば、川越市は、平成27年1月から3月までの間は、

市の負担で支給を実施していくということか。また、八潮市は現行制度を継続するとのことだが、それも市の負担で実施していくのか。

磯野障害福祉
課長

そのとおりです。

城下委員

先日、所沢市としては、ほかの58自治体と同じように、現行制度は継続しない旨の説明があったが、もし行うとしたら、どれぐらいの予算が必要になるのか。

磯野障害福祉
課長

精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に加えることについては、平成27年度で605万円の増加を見込んでいます。また、仮に65歳以上の新規取得者を助成対象とする場合については、平成27年度で5,200万円と試算しています。

城下委員

県の補助メニューを使ったとして、65歳以上の手帳取得者について、支給の対象とし、市の独自政策として継続する場合には、5,200万円の持ち出しという理解でよいか。

磯野障害福祉
課長

そのとおりです。

城下委員	65歳以上の対象者の人数について、平成25年度及び26年度の実績について伺いたい。
磯野障害福祉課長	平成26年1月現在、全受給者6,775人のうち、65歳以上が3,879人です。
末吉委員	精神障害者保健福祉手帳を持っている方のうち、1級の方はどれぐらいいるのか。
磯野障害福祉課長	平成26年3月現在、精神障害者保健福祉手帳の取得者2,151人のうち、精神障害1級の方が、186人です。
末吉委員	それ以外の方は、2級、3級ということになるのか。また、その方たちについての助成制度等は現状ないという理解でよいか。
磯野障害福祉課長	基本的には、制度はありませんが、精神障害に係る等級が2級の方については、介護保険、後期高齢者医療保険において各種の助成を受けることができます。
西沢委員	この度、県の要綱改正に伴い、65歳以上を対象から外したということは、介護保険、後期高齢者医療保険制度との関連なのか。

磯野障害福祉課長 そうではなく、今申し上げたことは、65歳以前から精神障害の程度が2級の方についてのことです。今回の改正は、65歳以上を超えた場合には、いずれも対象とはなっていません。

西沢委員 そのことではなく、第2条の2第2項第4号について、65歳以上が対象外になったわけだが、65歳という年齢にしている根拠は何か。

磯野障害福祉課長 あくまで、今回は、高齢者の増加に伴う対応ということであり、後期高齢者医療保険に加入することができる方ということでは、制度の関連性はありますが、直接的な関連性はありません。

西沢委員 対象としない年齢を65歳以上とした根拠については、特にはないということか。

磯野障害福祉課長 県の主な改正の理由ですが、65歳以上の重度障害者は、後期高齢者医療保険に加入することができ、加入すれば多くの方が自己負担の割合が3割から1割になるということがあります。それは、直接的な理由ではなく、副次的な理由と考えられます。

末吉委員 精神障害者保健福祉手帳を持つ方で、障害の程度が2級、3級の方は、助成はないという理解でよいか。

磯野障害福祉
課長

改正はありません。

末吉委員

第2条の2第2項第4号に関して、65歳以上で、途中で障害を持つことになった方は、除外をするという規定であるが、今の答弁では、後期高齢者医療保険制度で補える部分があるであろうとのことであったが、65歳以上で、後期高齢者医療保険ではなく、障害を持つ場合もあるかと思うが、現状そういった方を支援する制度はあるのか。

磯野障害福祉
課長

現状ではありません。

玉川福祉部次
長

精神障害を有する方を対象とする助成については、障害者総合支援法に
もとづき、通院の方は、精神通院公費負担医療、要は、自立支援医療とい
う制度がありますし、そのほか、市の手当等の支援制度の対象にはなって
います。

西沢委員

第2条の2第2項で、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない」との規定では、65歳以上の方を入れているわけである。その中で、介護保険制度でカバーできない障害者の方がいるとすれば、その人に対する助成措置は何らかの方法はあるのか。

本橋福祉部長

こちらは、あくまでも医療費助成であり、65歳以上の方で、障害者手帳を有する方は、後期高齢者医療制度へ移行することができます。そちらの医療制度を使えば、医療費の負担はほとんどの方が1割で済むということです。

城下委員

今まで、3割の方は、手帳を持っていることによって助成してもらっていたわけである。しかし後期高齢者医療制度へ移行することは、医療費の1割負担が新たに発生するという理解でよいか。

本橋福祉部長

そのとおりです。

城下委員

その1割負担になる方の人数は、先ほどの3,879人ということか。

磯野障害福祉
課長

この制度を変更した場合についての対象者数は、平成27年度では約480人です。

城下委員

その480人というのが、後期高齢者の保険制度に移ることによって、1割負担になる人たちという理解でよいか。

磯野障害福祉
課長

先ほどの3,879人というのは、65歳以前から手帳を持っている方が、65歳以上になった場合を含めています。先ほど答弁した480人は、

65歳以上に新規に手帳を取得することとなった方です。

末吉委員

約480人の方が、1割負担になってしまうだろうということであったが、この方針自体は県の方針という理解でよいか。

磯野障害福祉
課長

県の方針です。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第108号について意見を申し上げます。

今回、埼玉県が要綱を変更したことに伴い、当市も来年1月から65歳以上の新たな障害認定者に対する医療費助成事業を対象外とする条例制定が提案されています。精神障害者の医療費については前進面ですが、今後、高齢者の増加の中で制度維持が難しいとの説明がありました。しかし、八潮市は市単独で残すとのことであり、当市としても継続すべきとの立場から、反対いたします。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第108号について、賛成の立場から意見を申し上げます。この度の改正が、精神障害者と他の障害者

との公平性や精神障害者の自立支援の観点から新たに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、精神障害者で障害の状態が1級の方を対象とし、一方65歳以上で障害者手帳取得者を対象外とすることについては、高齢化は急速に進行し今後対象者への助成額は大幅に増加することが懸念され、制度を安定的かつ継続的に維持するための見直しであり、これについては賛成いたします。

【採 決】

議案第108号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第110号「所沢市老人福祉施設入所者に係る費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第110号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第120号「(仮称)所沢市総合福祉センター建設(建築)工事
請負契約締結について」

○議案第121号「(仮称)所沢市総合福祉センター建設(電気設備)
工事請負契約締結について」

○議案第122号「(仮称)所沢市総合福祉センター建設(機械設備)
工事請負契約締結について」

石井委員長

議案第120号から議案第122号については、一括議題としてよろし
いか。(委員了承)

【補足説明】 なし

【質 疑】

末吉委員

労務単価や資材の高騰等が問題となっており、今後、この契約金額が膨
らむことが懸念されるわけだが、この点はいかに考えているのか。

北田福祉総務
課長

確かに、労務単価や資材の高騰等のため、6月議会において補正予算を
計上しましたが、現状の契約は、労務単価の上昇等を踏まえた形での契約
として考えています。

末吉委員

この工事概要の中には、総合福祉センターらしい、さまざまな福祉の取
り組みがされているが、このセンターの主な特徴としては、どういったも
のがあるのか。

北田福祉総務
課長

タッチパネルを利用するといったこと、また、音声誘導システムに対応した発信機を持った視覚障害者の方が、システムに近づくとシステムが入口を知らせるといった設備を想定しています。さらに、磁気ループシステムという、聴覚障害者用の補聴器を補助する設備で、ループアンテナを埋設し、音声信号を磁気ループ、専用アンプに通して磁気を発生させ、これを補聴器や専用受信機で増幅しイヤホンでその音を直接聞くことができるようなシステムを取り入れています。ほかに、エレベーターのサイズは車いすが2台乗るだけのスペースを確保しており、そういった工夫をしているところです。

末吉委員

I T V設備工事として、防犯用カメラ37台の設置に係る工事があるようだが、これは、この規模の建物としては、一般的な設置台数なのか。多いような気もするが、そんなことはないのか。

北田福祉総務
課長

防犯対策上、この程度の台数は必要であると見込んでいます。

城下委員

この総合福祉センターの建設にあたり、市内業者の育成として、努力した点や苦勞したことはあるのか。

北田福祉総務

業者の格付けについて、市内に本店がある業者や、県内に本社がある業

課長

者との格差等、地域要件を設定しています。

西沢委員

建築工事に関しては、1社しか応募がなかったわけだが、第1回の入札日と第2回の入札日及び見積合わせをした日について伺いたい。

北田福祉総務
課長

7月28日に電子システムで入札を行いました。電子システムでは、他者の応募状況はわからない形であるため、競争性は確保されていると考えます。結果としては、1社の応募となり、1回目の入札を行ったところ、そこで予定価格を超えてしまいました。2回目の入札を行いました。その際にも予定価格内に収まらなかったため、その後、見積合わせに移行し、そこにおいて予定価格内に収まりました。

西沢委員

全て1日の中で行ったということか。

北田福祉総務
課長

そのとおりです。

西沢委員

下手をすれば、不調になるおそれもあったわけだが、その要因はいかに考えているのか。

本橋福祉部長

人件費や資材の高騰等により、予定価格内での競争が厳しいものとなっ

たことによると考えます。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第120号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第121号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第122号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第89号「平成26年度所沢市介護保険特別会計補正予算
(第1号)」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員 個人番号制度対応事業に係る介護保険システム改修について、これは自治事務ということでしょうか。

仲介護保険課長 介護保険システム改修は自治事務ですが、個人番号制度そのものは法定受託事務です。

西沢委員 個人番号制度対応事業であり、国からの補助があるかと思うが、これについて限度額はないのか。

仲介護保険課長 国からの補助金については、一括して一般会計において歳入として処理しており、一般会計から事務費分を介護保険特別会計へ繰り入れしているものです。補助金の上限額は、介護保険システムの場合は、746万2,000円であり、補助率は3分の2です。

西沢委員 事務費繰入金となっているが、事務費そのもので一括して歳入予算を組み、その後、歳出において各所管へ事務費の部分は出しているという構造になっているのか。

仲介護保険課長 介護保険特別会計については、事務費は一般会計から繰り入れることになっています。補助金については、使途が示されていない限りは介護保険に充当するという形をとりますが、特定財源として介護保険特別会計に繰り入れるというよりも、一般会計繰入金として繰り入れることになりました。

矢作委員 介護保険システム改修について、具体的には、税と介護保険の中のどういった情報を結びつけることになるのか。

仲介護保険課長 現在、介護保険においては、転入された方に対し、前住所地に文書で所得照会を行っていますが、今後、全国の間接サーバーを経ることにより、この文書照会によらず、所得情報が把握できるようになります。税関係については、個人の税情報の把握ができるようになるかと聞いています。

矢作委員 介護保険における介護度等の個別の情報については、いかにまとめられていくのか。

仲介護保険課長 国においても現在では未定稿とのことですが、現在、転出の際に、その方の要介護度等の資格情報に係る証明書を発行していますが、今後は、中間サーバーを経由し、そういった証明書の発行を行わずに円滑な情報把握が可能となると聞いています。あわせて、給付情報については、これは自

治体間ではないのですが、医療保険との合算制度というものがありますが、こうしたことについても個人番号を通じて、医療機関の情報と介護の情報を連動させることができるということも聞いています。

城下委員

保険給付費準備基金について、現在の残高はいくらになるか。

仲介護保険課
長

平成26年度末の予測では、取り崩しも含めると、13億2,897万1,000円と見込んでいます。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第89号について反対の立場から意見を申し上げます。個人番号制度のためのシステム改修であり、個人番号制度に反対をしておりますので、認められません。

【採決】

議案第89号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第90号「平成26年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)」

【補足説明】 なし

【質 疑】

矢作委員

後期高齢者医療システム改修委託料について、このシステムに関しては自治事務であるが、個人番号制度に係る部分は法定受託事務であるという理解でよいか。

北田福祉総務
課長

そのとおりです。

城下委員

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金の直近の残高はいくらか。

北田福祉総務
課長

平成26年7月末現在で、89億8,362万円です。

城下委員

保険料の料金改定は2年に1回に行われるわけだが、最近ではいつ行われたのか。

北田福祉総務
課長

平成26年に変わったばかりです。

【質疑終結】

【意 見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第90号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第89号に対する意見と同様の理由から反対いたします。

【採 決】

議案第90号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第87号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（福祉部）

【補足説明】 なし

【質 疑】

末吉委員

生活困窮者自立相談支援制度に関して、必須事業について伺いたい。また、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費（住まい対策関係）補助金が財源として充てられているが、この補助金をこの生活困窮者自立相談支援モデル事業に活用することは可能なのか。

池田生活福祉
課長

生活困窮者自立支援制度における必須事業は、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給事業です。財源については、県の補助金に関する要綱の補助メニューの中に、生活困窮者自立相談支援モデル事業も含まれています。

末吉委員

住居確保給付金の支給事業については、事業概要調書に記載がないが、この住居確保に係る事業は、既に実施しているのか。

池田生活福祉
課長

住居確保給付金の支給事業は、既に県の補助により実施しています。平成27年4月からは市の事業に切り替えられることとなりますが、実質的には現在行っている事業です。

末吉委員 埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費（住まい対策関係）補助金については、住まい対策関係の補助金としての位置付けではあるが、生活困窮者自立相談支援モデル事業に活用してよいという理解でよいか。

池田生活福祉
課長 そのとおりです。

矢作委員 生活困窮者自立相談支援モデル事業について、対象者の把握はどのよう
に行っていくのか。

池田生活福祉
課長 生活困窮者という法的な定義は、「現に経済的に困窮し、最低限度
の生活を維持することができなくなるおそれのある者」となっています。
相談事業については、事業の性質上、資産や収入に関する具体的な要件を
設けているわけではありませんので、人数の把握は非常に困難ですが、今
回のモデル事業を実施する中である程度の把握はできるものと考えてい
ます。

矢作委員 具体的に、誰がどうやって把握していくのか、確認しておきたい。

池田生活福祉
課長 実施にあたっては委託を考えていますが、受託先を通して相談の傾向や
さまざまに抱える問題等について、把握していきたいと考えています。

矢作委員	現在考えている委託先はどこか。また、実際の対応はいかに行っていくのか。
池田生活福祉課長	委託先は、日頃の活動を通じ当市の実情や生活困窮者の課題等を把握している団体を考えています。相談には、さまざまなネットワークが必要となってくるので、民生委員や地域包括支援センターからの情報等、さまざまなところから相談や情報が集約的に寄せられると思いますので、その中で実態を把握していきたいと考えています。
城下委員	生活困窮者自立相談支援モデル事業を実施している自治体の数及び市が直営で事業を実施しているところもあるのか。
池田生活福祉課長	県内の状況ですと、これから実施をするところも含めて、埼玉県及び6市が、今年度、モデル事業を既に開始、またはこの秋以降開始する予定のところがあります。市が直営で実施している自治体は、川越市は今年の6月から支援員を直接雇用して実施していると聞いています。
城下委員	川越市は直接支援員を雇用して実施していることでは、所沢市もそういった判断も可能であるわけであるが、委託を考える最大の理由は何か。
池田生活福祉	生活困窮者自立相談支援モデル事業については、平成25年度において

課長

も実施しているところがありますが、その数字を見ると、直営で実施しているところが全体の約11%であり、残りは委託あるいは、委託と直営の組み合わせで実施しているところが多かったようです。川越市におかれては、担当課は生活保護事業を所管しているところが実施しているようですが、業務的にはかなり厳しくなっているところもあるようですので、次年度以降、直営で行うかどうかは未定であるとのこと。委託先に関しては、社会福祉法人やNPO法人等、さまざまところに委託することが想定できますが、さまざまなノウハウを持っている団体や事業所がありますので、そういった民間の力も活用していきたいと考えています。当然、委託したからといって市が何もしないわけではなく、実際の事業自体は連絡調整会議や支援決定等は市がかかわり、そのほかの社会資源の活用等も担うことになっていますので、結果としては市と受託先と十分連携しながらこの事業を定着させ進めていくような形になろうかと思えます。

末吉委員

民生委員や地域包括支援センター等から情報把握する旨の話があったが、想定している関係機関がどこなのか。また、委託にあたり、現状、社会資源としての関係機関は多くあると思うが、そこがなかなか有機的に連携できていないことが問題点であるからこそころといった取り組みが求められているかと思う。そのため、委託先に全てを任せるのではなく、やはり市の関与のあり方が重要であるわけであり、その点について伺いたい。

池田生活福祉課長	<p>想定できる連携を密にしていける関係機関としては、例えば、健康面の相談であれば、市の機関で言えば保健センターがあります。もともとは経済的な困窮という部分がかかなりの相談を占めると思いますので、そういった場合はハローワーク等の労働関係の機関との連携が重要となってきます。それから市の役割としては、一番重要になってくるのが、連絡調整会議という形で、もちろん受託先だけで解決するわけではなく、その人が抱える問題を、生活保護の担当者やハローワーク等の必要に応じた関係者が集まり、その方の自立支援のために何をしていくかといった調整会議を行いますので、その中で改善策を模索していくという部分が非常に重要になってくると考えます。そこには、市が積極的に関与していく形になります。</p>
末吉委員	<p>生活困窮者自立支援制度においては、地域の実情に応じて実施する任意事業があるが、その部分については、今後の検討状況はどうなっているのか。</p>
池田生活福祉課長	<p>現在検討中です。</p>
末吉委員	<p>任意事業の内容について伺いたい。</p>
池田生活福祉	<p>就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事</p>

課長	業といったものが列挙されています。
城下委員	福祉総合システム改修委託料について、ここでは、どういう情報が活用されるのか。
磯野障害福祉課長	障害に係る分野では、国手当や障害福祉サービスの情報等です。
西沢委員	補助の限度額はいくらか。
足立障害福祉課副主幹	所沢市のこのシステムは、オープン系のシステムであり、国の資料によれば合計の上限額は、1,720万円です。
西沢委員	全体の合計額とは、どれを指しているのか。
足立障害福祉課副主幹	先ほどの金額は、全てのトータルの金額でした。今回のシステムに係る上限額は、131万8,000円です。
西沢委員	予算額と同じということか。
足立障害福祉	補助額の上限は、3分の2ですので、87万8,000円です。

課副主幹

西沢委員

福祉総合システム改修委託料の障害者福祉システム改修事業についての限度額は、87万8,000円ということによいのか。

足立障害福祉

課副主幹

国の資料によれば平成26年度事業費の上限額は、730万円であり、先ほどの金額は、3年間の金額であり、1,720万円でした。今年度の730万円は、国が示している上限額です。

西沢委員

限度額と上限額は異なるのか。

足立障害福祉

課副主幹

国の資料には特に用語の記載はありません。

西沢委員

ヒアリングの際、国が認めた経費があるが、実際は国はそこまで補助はしないという限度額が設定されており、その限度額に対して補助率3分の2とか、10分の10といった形で補助がなされているという話であった。そのため、例えば、730万円が上限額としても730万円を国が認めるとは限らないという話であり、その点について詳しく伺いたい。

磯野障害福祉

国からは、そこまでの説明はありませんでした。

課長

西沢委員

わからないということか。

本橋福祉部長

I T推進課が全体的にまとめた資料によれば、障害者福祉システムで上限額が131万8,000円、そのうち、87万8,000円が補助額となります。

城下委員

所沢市地域サロン整備費補助金について、今回、3件の申請があり、3カ所が予定地として出ているが、これを含め、現在何カ所が開設されているのか。

池田高齢者支

現在、8カ所のサロンが整備されており、今回の3カ所を含めると、1

援課長

1カ所となります。

城下委員

事業概要調書には、開設場所となる建物の改修、備品購入の初年度の経費として補助をする予定であるわけだが、例えば、既に開設済みの8カ所については現在もしっかりと実施されているのか。

池田高齢者支

現在の8カ所は、全て継続して実施しています。

援課長

城下委員

取り組み状況は市へいかに報告されているのか。

池田高齢者支

活動内容については、定期的に運営団体から報告を受けています。

援課長

城下委員

例えば、団体の方がやむを得ない事情で継続できなかった場合には、この補助金は返還義務が生じるのか。

池田高齢者支

こちらの補助金の交付条件としては、最低5年間は継続してもらうことになっていますので、事情によるかもしれませんが、もし事業継続がなされなかった場合については原則として返還してもらうこととなります。

援課長

西沢委員

介護保険特別会計繰出金について、国庫支出金が497万4,000円となっているが、これは、まず限度額が746万2,000円として設定されており、これに補助率の3分の2をかけると497万4,000円になる。つまり、1,752万3,000円というこの事業費の総額の3分の2が、補助として来るわけではないという理解でよいか。3分の2の補助率とは言いつつも、まず限度額が設定されていて、その限度額の3分の2しか国庫補助はないということであり、実際に1,254万9,000円というのは、市の負担になっているわけである。こういった事業もあれば、先ほどのように、福祉総合システム改修委託料のように、事業費13

1万8,000円の3分の2が国庫補助で来ているものもあるが、この点はどういった事情や違いがあるのか。

また、おそらく国は746万2,000円で行えということかもしれないが、本市としては、1,752万3,000円の費用をかけているわけであり、その差というのはどういった事情で発生しているのか。

仲介護保険課
長

上限額については、IT推進課の情報ですが、国において上限額を算出するにあたり、システム業者の日立、富士通、NEC等から基礎情報を得て、人口規模等に応じて算出したと聞いていますが、個々の具体的な内容については、特に国からは示されていない状況です。これまでの、過去において介護保険のシステムは何回も修正してきましたが、やはり国の上限額はかなり低く抑えられています。しかし、その中であって、今回、介護保険のシステムや国民健康保険のシステム等は、同じ所沢市が改修するシステムの中でも上限額がそれなりに高めに算定されています。国においても修正箇所が多いということは理解しているものと考えています。

城下委員

生活保護システム改修委託料について、具体的にどういった情報が利用されるのか。

池田生活福祉
課長

生活保護制度の中では、生活保護法にもとづく、各種の扶助費が支給されていますが、それにあたり、ほかの制度の給付情報の確認や今年度新た

に始まった就労自立給付金の支給状況や生活保護費の返還、徴収金の徴収に係る業務に活用できると伺っています。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午後2時24分）

（説明員交代）

再 開（午後2時45分）

○議案第91号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

以前、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行ったが、そこから見えてくる来年度の保育見込み量はどれぐらいと想定しているのか。

町田保育課長

地区ごとに保育ニーズの偏在が見られる状況です。今後の保育環境の整備にあたっては、さらに施設整備を進めていく必要があると考えています。

城下委員

子ども・子育て関連3法そのものが、子どもたちを支援していくということも含んでいるが、一方で、育児休業を取得する方は退園しなければならないということもあるので、こうした方々も待機児童の一環にはなるので、こうした子どもたちの数も全体として見ていき、施設整備や認可等も行っていかなければならないと思うが、この点はいかに把握しているのか。

町田保育課長

育児休業中の方の把握については、0歳児保育の量の見込み等について、国が示した基準をもとに調整をしているところです。

城下委員

全体の数は把握できていないということか。ほかの自治体では、潜在的な待機児として育児休業中の子どもについてもおよその数を把握している旨を聞いているが、当市ではそこまでは把握していないという理解でよいか。

町田保育課長

平成27年4月現在、市内全体で449人です。これは1年以内に復帰される育児休業の方も含めての数です。

城下委員

子ども・子育て支援新制度における公立、私立の認可保育所に対する市の補助金の考え方はどうなっていくのか。

町田保育課長

市単独の補助金の考え方については、公定価格との関連があり、国から正式に示されませんと、補助金についての考え方がお示しできない状況です。

城下委員

国の動向次第という面はあるかと思うが、新制度は来年の4月から始まる予定であり、所沢市としての補助金に対する考え方は、いつ頃見えてくるのか。

町田保育課長

補助金については、現在、6月に示された公定価格案の中で、事務を進めていくほかにはないと考えています。

城下委員	現在の市の保育所に係る補助金に対する考え方については、今後も維持していきたい考えなのか。
町田保育課長	現在検討中です。
城下委員	子ども・子育て支援新制度の保護者への説明や周知については、今後、入園手続きの段階で行っていくとのことであるが、制度そのものの内容が非常に複雑であり、制度開始後の説明のみでは不十分であるかと思うが、この点の考え方について伺いたい。
町田保育課長	新制度の周知方法についての考え方としては、市の広報紙においてお知らせするとともに、ホームページでも掲載し、周知に努めたいと考えています。
城下委員	各保育所や保護者会に説明を行うといった検討はしていないのか。
町田保育課長	現在のところ考えていません。
矢作委員	議会に対してもこの制度に係る要望等が出ており、執行部へも保護者会等から説明会を開いてほしいといった要望があるかと思う。そういった要望があれば、説明会等を開催してもらえるという理解でよいか。

町田保育課長 まずは、10月の広報紙で周知するとともに、案内も完成したので、ホームページへ掲載し進めていきたいと考えています。

城下委員 保育の見込み量は、地区ごとに偏在があるとのことであったが、全体としてはどれぐらいの数として把握しているのか。計画を策定予定であり、現時点でおおよその数の把握はできているかと思うが、どうなのか。

町田保育課長 現在、市全体で確保している保育量は、443人分です。

城下委員 ニーズ調査から見える来年度の保育見込み量は、何も育児休業に限定したものではないわけであり、市における全体の保育の見込み量について伺っている。

町田保育課長 市のニーズ調査において、0歳から5歳までの保育ニーズは4,137人です。確保済みの保育量が5,422人です。

西沢委員 施設型給付が開始されるわけであり、現行の幼稚園等が認定こども園に移行していく可能性があるわけだが、来年度については、どのような状況になりそうなのか。

浅見こども支 幼稚園に関しては、現在把握しているところでは、現行の幼稚園のまま、

援課長

平成27年度は移行しないところが多いと伺っています。

末吉委員

特定地域型保育事業に関し、小規模保育事業A型を行う事業所、B型を行う事業所、C型を行う事業所について、現在の市内の数がわかれば伺いたい。また、C型はないと記憶しているが、10人以下という小規模保育についての市としての考え方について伺いたい。

町田保育課長

小規模保育事業の種類の数については、移行の確認がとれていません。また、小規模保育事業C型は、子ども・子育て支援事業計画には位置付けない予定です。

末吉委員

小規模保育事業における連携施設に関し、この仕組みは、制度がうまく機能していくためのポイントであると思うが、関係条文では、事業者の側から連携施設を確保しなければいけないといった趣旨になっている。この連携施設の確保についての市の考え方について伺いたい。

町田保育課長

市としては、地域型保育事業者、施設型給付事業者のどちらに対しても、この度の新制度移行に伴い、連携施設の確保の必要性があり、順次手続きを進めてほしい旨を伝えており、関係団体と既に調整を開始しています。

末吉委員

連携施設の受け手の方に主導権があるというか、連携施設の確保には難

しい面もあるかと感じたわけだが、この点についてさらに伺いたい。

町田保育課長

当課から小規模保育事業者や施設型給付事業者に対して、制度説明を行い、連携施設の確保に関して案内しています。各種の情報が入ってくる中で、各施設において調整してもらっている状況です。なかなか連携施設が確保できないという話があった場合は、市が間に入り相談に応じます。当市においては、連携ということではありませんが、現行において家庭保育室から保育所や幼稚園へスムーズに入園している状況があります。市として調整に入ることはあると思いますが、特に連携については問題はないものと考えます。

城下委員

今回の連携施設に関しては、例えば、ある小規模保育事業者において、何かの事情で保育士が不足する場合等は、連携施設から職員を派遣する等、それなりのサポートをしなければならない旨が記載されていたが、その点についてはどう考えているのか。

町田保育課長

人的なサポートに関して明文化されていますが、ここについては、この対応ができないからといってどうにかなるものではありません。1対1の連携ではなく、1対複数、複数対複数といった連携も可能であり、保育内容の支援等を行うために連携を行うべく国からも対応方針が示されていますので、その点も含めて事業者へは説明しています。

城下委員

職員配置もあるということでは、派遣する側も保育士が十分足りていればいいが、各事業所も大変な中でシフトを組み対応している現状もある。そういった面では、派遣する職員の確保に係る費用等は公定価格に上乗せされる旨の話があったが、その点はしっかりと担保されるという理解でよいか。

町田保育課長

公定価格については、そういった各種の費用を含めて精算される予定と
のことです。

城下委員

子ども・子育て関連3法においては、民間の認可保育所と連携しなさい
ということは明記されていないわけであり、公立の保育所も連携施設にな
り得るという理解でよいか。

町田保育課長

民間に限定する旨の規定はありません。

城下委員

市の公立の保育所が連携施設となることは考えているのか。

町田保育課長

現在は民間の事業者同士で連携がほぼ取れている状況です。

城下委員

万が一、民間同士の連携ができない場合については、市としても考えて
いく方向性はあるという理解でよいか。

町田保育課長 調整の結果、場合によってはそういったことも検討する必要があると考えています。

城下委員 本条例の第7条の見出しに、「あっせん、調整及び要請に対する協力」とあるが、これがしっかりと行われるという担保は何か。

町田保育課長 第7条第2項において、できるかぎり協力しなければならない旨が規定されています。

西沢委員 現状のあっせん、調整の中では、例えば、ある地域の保育所に子どもを入りたいというニーズに対して、市があっせんを行うが、相手の都合もあるわけであり、そこが整わない場合も想定できる。そのため、最終的に市が担保できるとも限らないわけであり、そのためにできるかぎりの協力という表現になると考えられるが、いかがか。

町田保育課長 そのとおりです。

城下委員 保育所以外の直接契約の施設はどこか。

町田保育課長 直接契約ということになると、施設面では認定こども園、地域型小規模保育事業所です。ただし、入園調整は市が行うこととなります。

矢作委員	第30条の見出しに、「苦情への対応」があるが、第三者機関の設置の規定はあるのか。
町田保育課長	施設の中で代表者を選び、苦情を受け付ける担当を決めることとなります。
矢作委員	それは、この条例に規定しなくてもよいのか。ほかに定められているのか。
町田保育課長	この点については、第30条の第1項において規定されています。
矢作委員	それは「窓口を設置する等」という規定のことか。これはあくまでも窓口であり、第三者機関とは別のものではないかと思うがどうなのか。
町田保育課長	社会福祉施設も同様ですが、第三者機関ではなく、施設において受け付けることとなります。
中村委員	この条例ができたことにより、今までと何が変わるのかということについて、端的にお答えいただきたい。
町田保育課長	認可保育園については、これまでと変わりません。

城下委員

家庭保育室が認可保育所として認可されるわけだが、以前、所沢市でも家庭保育室において乳児が死亡した事例があった。新制度へ移行し、万が一、施設において事故等があった場合に、指導、監督、事故調査、情報共有や再発防止といったことを行うにあたって、それらは条例のどの部分に位置付けられているのか。

町田保育課長

認可後の指導等に関しては、現在、国においても議論しているところですが、その点に関しては、第16条において、事業者は、自己評価を行い、特定教育・保育の質の改善を図ることが義務付けられています。また、外部評価を努力義務としております。

城下委員

死亡事故等が起こった場合、指導、監督、事故調査、情報共有や再発防止といったことは、どこが行うのか。市が行うという理解でよいか。またそのことを規定している条文はどこにあるのか。

町田保育課長

この条例は、確認に関して規定したものです。確認以後、問題なく運営されているかどうかといったことは、市において現場に行くなり、書類を提出を求めるといったことは行いますが、そのことについての規定はこの条例にはありません。

城下委員

そのことに関しては、議案第92号における条例に規定されているという理解でよいか。

町田保育課長

議案第92号は、認可に関し規定したものです。

城下委員

基準に基づき、市が認可していくわけだが、何かあった場合は各施設で再発防止や事故調査等を行ってもらおうということか。

町田保育課長

基本的には各施設において行ってもらいますが、市としても、当然、その後の確認作業の中で関与することになります。

城下委員

各施設が自主的に動いていかなければならないという理解でよいか。

町田保育課長

指導や助言は現在と同じように行っていきます。

城下委員

指導や助言は条例のどこの部分に入っているのか。

町田保育課長

第30条第4項において、「市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とありますので、ここにおいて読み取れるものと考えます。

矢作委員

第35条の「記録の整備」について、ここの規定はこれまでと変わりないという理解でよいか。

町田保育課長

概ね変わりません。

矢作委員

発達記録等、何か変わったものはあるのか。

町田保育課長

発達記録等は現在も記録しています。

中村委員

例えば、第16条等の評価の部分に関して、第三者機関を導入するということが努力目標ではあるが、規定されているわけであり、こういったことは、今までも何らかの規定を根拠に施設には依頼していたのか。それとも、そういったことはしておらず、今回、新しく第三者機関等も含めて規定したのか。

町田保育課長

これまで、第三者機関の規定等はありませんでした。

中村委員

社会福祉法人には、評議員といったものがあり、実際の運営や教育の質についての評価であり、若干性質が異なる面があるとは思いますが、この規定に関しては、努力目標ではあるが、比較的新規の取り組みであるのか。

町田保育課長

現行の社会福祉施設の中で、いわゆる入所型のところは、第三者機関を設け、評価を行うことになっています。

中村委員 特定地域型保育についても、今までよりは踏み込んだ形であるかと思う
がいかがか。

町田保育課長 努力義務ということであり、これからの質の向上に向けては踏み込んだ
形にはなるかと考えます。

中村委員 このことについては、努力目標ではあるが、事業者にとって負担は重い
と感じるが、どうか。

町田保育課長 公定価格は、5年に1回、費用が加算されていくことになります。

城下委員 この部分については、国の示す条例のひな形と同じか。それとも、この
努めなければならないというのは、所沢市独自のものか。

町田保育課長 国の基準にもとづくものです。

矢作委員 5年に1回、費用が加算されるということであったが、実施した場合に
加算されるということか。実施しなければ加算されないということか。

町田保育課長 実施した場合加算されます。

矢作委員

第38条に関し、市は小規模保育事業C型については予定しない旨の答弁があつたが、ここに規定されているということでは、今後、こういった事業者が出てきて、認可を求めるようなことがあつた場合や社会情勢が変わり、保育ニーズが高まってくるようなことがあつた場合は、小規模保育事業C型も場合によっては整備していくこともあるのか。

町田保育課長

小規模保育事業C型に係る施設整備に関しては、子ども・子育て支援事業計画の中で、進めていく案件になりますので、そこにおける議論になると思います。

矢作委員

この条例は認可に係る基準を示したものであり、小規模保育事業A型、B型については市が基準にもとづき認可していくことになるが、この基準にもとづかない保育サービスは現在も存在しているかと思うが、今後も同じように残っていくという理解でよいか。

町田保育課長

小規模保育事業A型、B型事業への移行に関し、残るか残らないかというのですが、今後も残るといふ余地はあり、いくつかの施設は認可外施設としてそのまま運営を継続していくと伺っております。今後も認可外施設という形で、指導、監督の対象になります。

城下委員

第44条の「利用者負担額等の受領」について、これは、各特定教育・

保育施設が保護者から徴収するものについて規定しているが、現行と条例制定後の変更部分はあるのか。

町田保育課長 これまでとの変更点は、いわゆる上乗せ徴収の部分です。

城下委員 上乗せとはどういうものなのか。

町田保育課長 規定された保育サービスよりも少し上乗せをしたサービスを提供する場合は、その差額分について上乗せ徴収ができる仕組みになっています。例えば、子ども3人に対し、職員1人を配置しているところ、1対1としてサービスを提供するといった場合は、上乗せで保育料を徴収できるということになります。

城下委員 そうすると、例えば、職員の配置を充実した場合には、職員の配置の費用を保育料に上乗せして徴収することができる旨を定めた規定であると理解してよいか。

町田保育課長 これは、公定価格との関連がありますので、そういったサービスを提供している場合であっても直ちに上乗せ徴収ができることにはなりません。

城下委員 加配以外にはどういったものを想定しているのか。

町田保育課長 現行の施設の中で、上乘せをしているところはありません。

城下委員 この規定があるということは、それを可能にしていくという理解でよいか。

町田保育課長 この点については、国の基準にもとづくものです。

矢作委員 第44条第4項の各号において、日用品、文房具等が列挙されているが、この点についてさらに具体的に伺いたい。

町田保育課長 具体的には、例えば、ある保育所において芋掘りを行った場合等に係る費用が挙げられます。

矢作委員 それ以外に想定されるものはあるか。例えば、スポーツ教室や英語教室、科学教室を行うといった場合、こういった行事に係る実費について徴収すること等も含まれるという理解でよいか。

町田保育課長 そういった場合もあるかと考えます。

矢作委員 これまで、保育に係る保護者負担はできるだけ抑えるようにとの厚生労働省からの指導があったかと思う。この点に関しては、何か上限や範囲等

	の設定はないのか。
町田保育課長	保護者との同意がないと徴収はできません。
矢作委員	保育所によっては、保護者同意のもとではあるが、保育料以外にかかる費用があるという理解でよいか。
町田保育課長	施設が用意したメニューとそれに係る費用等に保護者の方が同意した場合には、徴収可能となるものです。
城下委員	本条の第6項の但し書きにおいて、「文書によることを要しない」との規定があるが、文書で行う必要はないということか。
町田保育課長	通常は、必要とされるものです。
城下委員	附則の第5条で「連携施設に関する経過措置」とあり、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる旨の規定があるが、5年間の理由は法的に定められているのか、それとも各自自治体の判断なのか。
町田保育課長	国において示されています。

【質疑終結】

【意 見】

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第91号について、反対の立場から意見を申し上げます。

子ども・子育て関連3法に基づくものとして提案されていますが、国民の不安の声に押され、国も未だ予算名など未確定な問題も多く、各自治体も手探りの状況で担当部としても大変ご苦労されていることとは思います。

新制度は介護制度をモデルにしており、最大の特徴は、市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約の現金給付の仕組みへと変更されるものです。議案質疑でも明らかになっておりますが、保護者や事業者への十分な説明が行われているとは理解できず、市の説明責任ということも問われてくるものと思われます。新制度は、子どもの権利保障や制度の仕組みの面からも問題が多く、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道を開くものと捕らえており、反対いたします。

中村委員

至誠クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。利用者にとっては、おそらくそれほどこの施設基準の条例が成立することによって、すぐ変わるということはないとは思いますが、実際に、この条例を運用していく中では、国の動向も含め、まだまだ見えてきていない部分があり

ますので、まずは、事業者や保護者の皆様に対して、しっかりと説明をしていただくということを申し上げます。そして、実際に条例を運用していく中で、いろいろなご意見というものが、国の動向も含めて出てくると思います。そういった中で、その事業者や保護者の意見というものを、是非フィードバックしていただき、よりよい子育て環境を今後とも作っていただきたいと思います。以上を申し上げます。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。まず、本案については、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に伴い、教育、保育事業者に対する給付の措置が創設されたということであり、認定その他がしっかりとした形になっていれば、給付をするという内容であり、特段に問題のあるものではありません。これに基づき、現行の保育事業や家庭保育室等の基準を下回ることができないよう基準を定めたものであり、妥当であるということで賛成いたします。

【採 決】

議案第91号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第92号「所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

本条例の第32条に関し、半数以上は保育士とする旨の規定があるが、ほかの自治体では、ここを3分の2にするといったことを行っているが、この点の検討は行ったのか。

町田保育課長

この点については、ほとんどの家庭保育室と同等の基準ということになっております。また、第2項において、合計数に1を加えた数と規定していますので、これまで以上の人員配置となります。

城下委員

保育士の配置に関し伺っている。

町田保育課長

これまで、職員の3分の1は保育士資格を有するものであることが求められている状況でしたが、今度の新制度への移行に伴い、職員の2分の1は保育士資格保有者になることとなります。また、研修も実施されます。

城下委員

従来は3分の1という保育士の配置割合が、移行後は2分の1になるということであるが、認可保育所という位置付けにもなっていくので、保育士の資格を持つ方の割合をより充実させることが保育の充実にもつなが

らと思っているので、3分の2の割合に上げるといった議論はなかったのか。

仲こども未来
部長

この配置基準については、あくまでも最低の基準として定めており、これより配置基準を高めていく場合は、公定価格も加味されることとなります。全国的に保育士不足ということが言われており、所沢市においても例外でない部分があります。そのため、現在の家庭保育室がこれから小規模保育事業へ移行する際、あまり高いハードルを課した場合には移行できないことも考えられること、また、今後、段階を追って充実することも考えられますので、小規模保育事業B型を行う事業所については、最低基準を国の基準どおり規定しているものです。

城下委員

保育士資格を有しない方への研修も予算計上されていたが、資格のない従事者を保育士資格が取得できるような支援も必要であると思うが、そういった支援の検討や具体化についてはどこかに盛り込まれているのか。

町田保育課長

県においてもそういった従事者の方を支援する事業があります。

矢作委員

小規模保育事業A型とB型を行う事業所の違いについて、園として受け取る委託料の算定に係る公定価格に関しては、A型の方が高いという理解でよいか。

町田保育課長

そのとおりです。

矢作委員

当面、経過措置等もあり、小規模保育事業B型を行う事業所に関しては、今後、A型を目指すような指導を行う予定なのか。

町田保育課長

国が示す公定価格を見ますと、そういった方向であると思います。

西沢委員

現状、家庭保育室は、保育士資格取得者の配置の割合が保育者の3分の1以上とされており、かなりハードルが高い印象を受ける。公定価格を見ていないので、何とも評価の仕様がないうが、市としてはあくまでも事業者の意向を優先せざるを得ないと感じる。政策誘導でA型の方にしていくことはあり得ないように感じるが、その点の考え方について伺いたい。また、小規模保育事業A型、B型の事業所は、認可保育所と比べ1名の加配を求める旨が規定されているが、この意味を確認したい。

町田保育課長

具体例で説明いたします。0歳児が6人、1、2歳児が12人いる事業所のケースですと、0歳児3人に対して職員1人の割合での配置となり、0歳児に対しては、職員が2人つきます。1、2歳児の場合は、配置が6対1になりますので、2人の職員がつきます。0歳児に対して2人、1、2歳児に対しても2人となり、合計で職員4人となりますが、これにもう一人職員が付き、合計5人ということとなります。

城下委員	そうすると、この5人のうち、保育士資格を有する方は、2分の1以上が必要であることから、3人ということか。
町田保育課長	そのとおりです。
城下委員	B型の事業所であっても、事業所の努力で保育士資格を有する職員の割合を独自に3分の2や、全員といったことにした場合には、公定価格はいかか考慮されるのか。
町田保育課長	国から示されている公定価格では、4分の3以上が有資格者である場合、公定価格へ反映する旨の提示があります。
中村委員	関連する条例が幾つか提案されているが、本条例については、パブリックコメントが10件出ており、ほかに比べると少し多いが、その内容はどのようなものであったのか。
町田保育課長	内容としては、配置基準に関するご意見が多くありました。それから面積の関係、それから給食の関係等がありました。
中村委員	配置基準、給食、面積に関して、どういった回答をしたのか。

町田保育課長

配置基準に関するご意見に対しては、小規模保育事業A型、B型を行う事業所、また、定員が19人以下の事業所では、小規模事業の特性を踏まえ、1歳、2歳児の配置基準を保育所と同様の6対1としたうえで、従事する職員を一人加配して配置するという旨を回答しました。給食については、自園調理を要望する内容のご意見でしたが、給食の取扱いについては、自園調理を基本としつつ、そのうえで、連携施設等からの搬入も可能としている旨回答しました。面積については、設備は国基準を上回るものにしてほしいというご意見であり、これについては、基準の検討にあたっては、国の基準に準ずることを基本に従前の保育所や家庭保育室等の基準を下回ることがないように努めてまいりますと回答しました。

中村委員

配置基準、給食、面積については、現状行われている家庭保育室との違いはないと思うが、この条例によって配置基準、給食、面積は変わるのか。

町田保育課長

配置基準については上がります。

矢作委員

第17条の「食事の提供の特例」について、自園調理を基本としつつ、搬入を可能にしたということであったが、これまでは、搬入というのはなかったのか。

町田保育課長

これまで、家庭保育室では自園調理で行っており、今後も自園調理を継

続していく旨を伺っています。

矢作委員

今後、連携施設や事業所外施設といったものが出てきて、市に認可された場合、給食の提供にあたっては搬入が可能であるという理解でよいか。

町田保育課長

そのようになる可能性はあります。

城下委員

可能にはなっていくが、市のスタンスとしては、自園調理を基本としていくという理解でよいか。

町田保育課長

市としてはこれまでとおおり自園調理を基本にお願いしたいと考えています。

矢作委員

第29条の「設備の基準」に関し、ほかの自治体では、調乳室や沐浴室を設けている自治体もあるが、そのような検討はしたのか。

町田保育課長

認可保育所では、沐浴室や調乳室の条件が付きますが、小規模保育事業所については、そういったところまでは検討していません。

矢作委員

現実にそういうものを設けている事業所もあるのか。

町田保育課長 現状の家庭保育室においては、そういったものを設けているところはあり
りません。

西沢委員 今の家庭保育室は、直接契約であるが、年間を通して子どもの数が少な
い時期と多い時期等はないのか。

町田保育課長 現在のところ、変動はあまりありません。

仲こども未来 以前は、議員のお話のとおり、年度当初は空きがあり、その時期におけ
部長 る補填を願いたい旨の要望が家庭保育室からありました。しかし、現在は、
年度当初から概ね定員まで入っている状況です。

西沢委員 そのようになった要因は何か。当市は、かなり努力し、待機児童を解消
する努力をしているが、そのように、入園の人数が安定してきた要因は何
か。

仲こども未来 大きな要因の一つとしては、入園の時期になるかと思います。以前は、
部長 認可保育所の入園申請が終わり、そこで保育所に入れなかった方が家庭保
育室に申し込んでいくというシステムでしたが、現在は保育所の入園と同
時期に家庭保育室の募集も行い、そこでは家庭保育室を最初から選ぶ保護
者の方も出てきています。

中村委員

現状で空きがあれば、途中で保育所へ移る場合もままあるかと思うが、
いかがか。

町田保育課長

家庭保育室に入室された方は、転出等がない限りは、そのままというこ
とがほとんどです。

【質疑終結】

【意 見】

中村委員

至誠クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。議案第9
1号に対する意見と同様な理由ですが、利用者側にとっては、大きな変化
はないとは思いますが、やはり、家庭的保育事業を営まれる経営者の方に
ついては、事業が小規模なだけに、やはり経営基盤というのはそれほど強
いものがあるわけではないということで、この度は、5年間の猶予として
経過措置等を設けているが、是非、保育の質を落とすことなく、利用者側
の視点だけでなく、経営者側の視点に立って移行に際してのサポートを
重視していただきたいと思います。まさに、この事業を、小さな保育所を
どうやって成功させていくかということは、子育ての重要なポイントであ
ると思いますので、この条例やさまざまな法律の改正を契機に、光をさら
に当てていただけるとありがたいと思います。

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第92号について意見を申し上

げます。

議案第91号で申し上げましたように、あわせまして、今回、家庭保育室を認可するものの、定員によって保育士の配置基準に差をつけるなど、保育実施確保のためにも、他の自治体でも独自の上乗せで保育士配置を条例に盛り込んでおり、当市の条例案では不十分であると考えます。かつて当市では、家庭的保育室で死亡事故も起きています。他自治体では、上乗せもしておりますし、保育を受ける側の格差が生じないようにすべきであったと考えます。また、事業者に対しては支援の充実等も求めたいと思います。食事の提供の特例では、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能としますが、アレルギーやアトピーが増えている中で、食事の外部搬入ではなく自園調理に限るべきであり、本条例案には反対いたします。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。議案第91号への意見で申し上げたとおり、子ども・子育て関連3法からこの地域型保育事業が創設され、家庭保育事業等の設備、運営について国の定める基準を踏まえてできたものであります。今までは、無認可ということで預ける親から見れば大変不安な状況でありましたところ、国の基準と、市のそれに対応する基準をしっかりと踏まえて、市が目を見せるといえる意味では、今までになく素晴らしい制度になってきたものだと理解することによって、賛成の意見といたします。

【採 決】

議案第92号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第93号「所沢市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

末吉委員 本条例の第3条、「保育の必要性の認定基準」について、労働時間を64時間として設定した理由を知りたい。

町田保育課長 国の子ども・子育て会議における議論の中でも、就労時間の下限値については種々議論がありましたが、一時預かりで対応可能な短時間の就労を除くとしていることや、短時間勤務の受け皿として取り扱われている特定保育事業では、1カ月あたり概ね64時間以上の保育を行うということを踏まえ、当市の場合、64時間以上に設定しました。

末吉委員 64時間以下の方たちの預け先として考えられるものにはどのようなものがあるのか。

町田保育課長 一時預かり事業をご利用いただくことになるものと思われま

末吉委員 そのあたりの他市の状況を把握していたら教えて欲しい。

町田保育課長 待機児童がある市町村では64時間、待機児童のないところでは48時

間と設定されているところが多いようです。

中村委員

議案資料に「既存条例（所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例）において、保育所における保育を行う基準を定めていることから条例化する」とあるが、条例化しなくても対応できるものなのか。

町田保育課長

議案第104号の条例の第2条において、条例で定めなければならないと規定しています。

中村委員

議案第104号の条例の第2条がこうなっている場合に条例の制定が必要なのか。条例の制定でやってくれるのはいいことだと思うが、この規定がなければ、これは条例で制定しないで要綱や取り扱い基準等による対応でいいのか。法の仕組みを知りたい。

町田保育課長

保育を行う基準は、条例の制定によらずともよいとのこと。ただ、当市の場合は、議案第104号の条例において、条例で定める旨を規定していますので、条例化しました。

西沢委員

保育の必要性の認定に係る就労下限時間が64時間以上と今回設定されるわけだが、現行は何時間なのか。

町田保育課長

現行は月 80 時間です。

西沢委員

現行の就労下限時間よりも印象としては緩和される気がするが、今後、保育所へ入ることを希望する人数は増えることも予想される中、待機児童への影響は考えられるのか。

町田保育課長

現在策定中の子ども・子育て支援事業計画においては、この 64 時間以上ということも考慮して計画を立てておりますので、待機児童へ影響することはないと考えています。

西沢委員

計画の中で、定員を増やしていくという方向があるという理解でよいか。

町田保育課長

そのとおりです。

城下委員

認定申請や入所申し込み手続きの流れと、認定の通知の時期について、伺いたい。

町田保育課長

保護者の方へなるべく負担がかからないようにと考えていますので、入所申し込みと認定申請を同時に行っていただく予定です。認定に係る通知の時期は 12 月を予定しています。

城下委員 初めて保育所への入所を希望する方はわかるが、現在保育所に入所している方は、長時間、短時間保育について認定していかなければならないわけであるが、その方たちの手続きは同じ時期なのか。

町田保育課長 継続の申請に関しては、9月中旬から進める予定ですが、認定証の交付については、12月頃を予定しています。

城下委員 長時間、短時間保育の認定にあたり、必要な保育の確保という点からは、障害児への対応はどのようになるのか。従来と変わらないのか。

町田保育課長 障害児の入園に関しては、これまでと大幅に変わることはなく、優先して対応する予定です。

城下委員 保護者の勤務状況等も勘案し、長時間、短時間保育の認定がなされるのか。

町田保育課長 保育の必要性の認定にあたっては、保護者の方のお勤めの状況に応じて保育標準時間、保育短時間の区分を行うこととなります。

中村委員 保育の必要量の認定に関し、11時間と8時間の区分があるが、現在利用されている方の利用割合は、区分ごとに、今後はどうなると予想してい

るのか。

町田保育課長

国の予想では、保育標準時間が7割、保育短時間は3割の利用割合として示しており、市においても大体同様の比率になっています。

中村委員

過去の実績を見る必要性もあるわけだが、その点も考慮して区分の判断を行っていくのか。悪用という言葉は悪いが、8時間区分で可能な方が11時間の区分において保育所を利用する等、適正利用を妨げることがあっても問題であると思うわけであり、どのように対応していくのか。

町田保育課長

例年どおり継続入園を希望した場合は、あらためて勤務証明を提出していただき、確認をすることになりますので、最新の状況で判断することになります。

中村委員

こども未来部としては、保育標準時間が7割、保育短時間は3割という利用割合を考慮して今後の予算等を検討していくのか。

町田保育課長

国からは、現在利用されている保護者の方々について、平成27年においては保育標準時間としてみなしで判定をしてみなさないという方針が示されていますので、本市としてもそのみなし規定を使い対応したいと思います。

西沢委員

企業等においても、週休2日制で土曜日が休みであるところが多数であるかと思うが、例えば、土曜日の保育に関しては、昔は、休みの家庭であったら、保育所へ子どもを預けないということもあったが、現状はいかに対応しているのか。また、来年度以降の制度変更後、保育標準時間の区分に認定された場合は、11時間は権利として使えるという考え方なのか。

町田保育課長

国は、11時間は「最大限使える」という解釈です。したがって、11時間全てを使えるということではないと考えています。現行でも、保育に欠けるという要件ですので、保護者の方が保育を行える場合については登園を控えていただいています。

矢作委員

保育の必要性の認定は、具体的にはどうやって判定していくのか。

町田保育課長

お勤めの場合であれば、勤務証明で確認することになります。介護ということになれば、具体的なケアプラン等を参考に介護の状況等を確認する場合がありますし、就学の場合であれば、就学証明を取得していただくこととなります。証明書等、それぞれの状況をしっかりと判断できるものをお示ししていただきます。

矢作委員

その認定にあたっては、市のどういった会議で行うのか。

町田保育課長

認定については、まずは、担当課で精査し、保育を必要とするか否かという必要性の判定を行います。その後、必要量に関し、保育標準時間の区分、保育短時間の区分を検討し、入園の希望先を含め調整を行います。

矢作委員

その必要性の認定について、詳しく伺いたい。必要性の判断にあたっては、難しい面もあるかと思うが、そういった場合は書面だけで判断するのか。それとも何かの会議等でも判定を行うのか。

町田保育課長

原則、証明書等、何らかの書面での確認を行い認定します。

城下委員

新制度への移行に伴い、現行の減免制度はどのようになるのか。

町田保育課長

現在、保育料の算定に関しては、保育園等運営審議会において議論していただくことになっています。

城下委員

新制度への移行に伴い、今の減免制度についてはいかに考えているのか。

町田保育課長

減免制度については、必要に応じて検討していくことになるかと思えます。

城下委員	必要に応じてということだが、現在の減免制度も必要であるから存在するわけであり、どういうことなのか。
町田保育課長	審議会の審議の中で必要ということであれば、変える予定はない方向で進めたいと考えています。
中村委員	保育標準時間や保育短時間の区分に分かれるということになると、現場のカリキュラムはどのようなようになるのか。
町田保育課長	保育所ごとにさまざまなカリキュラムがありますが、現在は、午前8時半から午後4時半までの間、皆がそろってカリキュラムをこなしていきま すので、区分によってカリキュラムの編成に大きく影響することはないと 伺っています。
矢作委員	保育の内容への影響について、今の答弁だと、基本の保育は午前8時半 から午後4時半の組み立てで行うことになると思うが、この6 4時間以上 の就労下限時間が設定されている中で、勤務時間が夕方に入っているよう な場合には、午後からの保育ということもあるのか。
町田保育課長	基本時間が午前8時半からですので、午後からの登園については想定し ていません。

矢作委員 例えば、1日4時間働く方が、午後2時から午後6時までの勤務があるという場合、その方は、延長保育時間の料金を支払わなければならないのか。

町田保育課長 保育基本時間から外れた場合は、そういったことが生じる可能性があります。

西沢委員 施設型給付の保育についても同じ基準で行うわけだが、そうすると、例えば、認定こども園に移行すると、今までの幼稚園も移行した段階で、朝7時から夕方6時まであけるといように変わる必要があるということか。

町田保育課長 例えば、幼稚園が幼保連携認定こども園へ移行した場合、閉所時間を変更する場合があります。

西沢委員 今まで幼稚園しか運営していなかった施設が認定こども園を行うといった場合には、昼で終了していたところも午後6時までというように変えていくことになるかと思うが、利用者が増えることが予想される。市としては、その受け皿として認定こども園を新設するという考え方もあるかと思うが、認定こども園が増えていくということも計画には盛り込もうとしているのか。

町田保育課長 幼稚園事業者が幼保連携認定こども園に移行することで利用者が増えることも考えられますが、現在のところ、幼稚園が移行することについては、あまり進んでいません。

城下委員 市としては、保育所をこれからも増やしていくという方針であるのか。

町田保育課長 地域の状況に応じて、施設整備は行う必要があると考えています。

城下委員 施設の整備を進めていく考え方として、認可保育所を増やしていくという立場にいるかと思うが、その点の考え方について伺いたい。

町田保育課長 不足している地域に関しては、認可保育所で進めていければと考えています。

城下委員 既存の公立、私立の認可保育所について、職員配置を拡充しながら、定員枠を増やしていく考えも計画の中にはあるのか。

町田保育課長 定員枠に関しては、既に弾力化をお願いしつつ、定員増を行ってきた経緯がありますので、特に定員増に関しての方向では考えていません。

城下委員 看護師の配置で、0歳児をさらに受け入れられる条件もあるわけだが、

しかし、所沢市としては、なかなかできていない状況もあるわけだが、そういう部分についても今度の新制度への移行と合わせて検討しているのか。

町田保育課長

特には検討していません。

中村委員

国の法改正に伴い、保育の必要性の認定基準に関し、以前は昼間に労働していることが基準になっていたが、昨今はさまざまな労働形態がある中、その点も踏まえてこういった形の認定基準を作ったのか。

町田保育課長

現在の就労形態は多様化していますので、国においてもこうした状況を踏まえ省令が公布されたと認識しています。

中村委員

例えば、既存の制度では、夜の仕事をされている方は、同じような時間で就労していても、その時間は既に保育所はやっていない。そうすると、実際には、認可されている保育園にはなかなか通いづらい状況があると思う。それが、今回はこのように変わったことは一つ評価しているが、そういったことに対して、今後どのように考えているのか。

町田保育課長

例えば、夜勤のある保護者が日中保育園へ預ける場合、日勤に換算をし入園の調整を行っています。

中村委員 夜間、保育に欠ける状態でありながら、実際に子どもを預かってもらう場所はないわけである。今回の条例では、そういったことについて一歩踏み込んだと好意的に解釈しているが、そのことについて、今後の改善に向けて何かあるか。

町田保育課長 これまで事業所内託児が対応している部分もあるかと思いますが、いずれにしても、国の動向を注視してまいります。

中村委員 第3条第1項第12号における、市長が認める事由に該当する事例はどのようなものがあるのか。

町田保育課長 東日本大震災の際、保育を行った事例があります。

中村委員 それは、第5号にあるが、それ以外にはないのか。

町田保育課長 第5号については、被災したため向こうに行って保育を必要とすることを想定しています。

中村委員 そうであれば、号としてその場合も加えればよかったのではないか。

町田保育課長 第12号に関しては、具体的な事例というのは国では想定されていませ

ん。担当課としては、東日本大震災のようなことが起きた場合には、この規定が適用できると想定したものです。

中村委員 こういった一般条項について、運用基準のようなものがあるはずだが、
そういった内規はないのか。

町田保育課長 内規はありません。

城下委員 条例の構成は、国の示す基準に準じていると理解してよいか。所沢市独自の条項はないのか。

町田保育課長 独自のものはありません。

城下委員 第3条第1項第11号の規定も国の示す基準にもとづくものか。

町田保育課長 そのとおりです。

【意見】

矢作委員 日本共産党所沢市議団を代表して、議案第93号に意見を申し上げます。議案第91号の理由と同じ理由で、この議案には反対いたします。

中村委員

至誠クラブを代表して賛成の立場から意見を申し上げます。待機児童がある中で、ある種の保育時間の設定を設け、保育量を制限していくことは、国の法改正もありますが、やむを得ないことだと考えています。是非その保育時間の区分を違いによって、子どもに影響が出ないことを考えていただきたいと思います。それから、資料に関して、所沢市は、既存条例において、保育所における保育を行う基準を定めていることから条例化するというのではなく、本来、保育園に入れるかどうかの認定は行政処分であり、条例でなくてはならない。そのため、保育園であるから条例にしたということを記載してほしかったと思います。そういった意味では、今回、一步前進ですので、評価をさせていただきたいと思います。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。まず、子ども・子育て支援新制度の新設から始まったこの事案については、今回必要性の認定を緩やかにしてきている状況があります。これによって今まで多様な労務環境の中にあり、認定されない気の毒な方々が認定される形を取れるようになってきました。大変前向きな検討にあたっていると思います。以上をもって賛成といたします。

【採 決】

議案第93号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

石井委員長

審査の途中ですが、本日の審査はここで終了し、残りの議案については、
18日（木）の予備日の午前9時から審査を行うこととしてよろしいか。

（委員了承）

散 会（午後5時35分）